

令和7年度 大阪市姉妹都市交流推進事業補助 募集要項

姉妹都市交流について広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流を促進することを目的に、国際交流団体・NPO・市民ボランティア団体等が実施する姉妹都市交流事業に対して、補助金を交付します。

この事業補助を通じて、事業の担い手や参加者の拡大等、市民交流の裾野を広げていくとともに、市民の国際理解の深化や国際感覚の醸成を図っていきます。

【募集期間】 令和7年1月10日（金）～ 2月26日（水）必着

※本補助は、令和7年度大阪市予算案の議決を経てはじめて効力を発するものとします。

(申請書類提出先・お問い合わせ先)

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当（都市間交流）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル O's 棟南館 4 階
TEL : 06-6615-3742 FAX : 06-6615-7433
メールアドレス : apply@city.osaka.lg.jp

* 補助金交付要綱、様式集はこちらからご覧ください。

大阪市ホームページ

「令和7年度 大阪市姉妹都市交流推進事業補助金の交付対象事業を募集します」

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000638033.html>

◆ 応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

1 対象事業

補助対象事業は、次の要件をいずれも満たしている事業とします。

- (1) 姉妹都市交流について広く市民と共有でき、市民の自主的・自発的な交流につながる事業
- (2) 市民参加が見込まれ、事業実施後も姉妹都市交流の継続が期待できる事業
- (3) 姉妹都市・外国政府機関・総領事館等の海外の公的機関との連携等、公共性・公益性が認められる事業（国・府及び地方公共団体若しくは、姉妹都市・外国政府機関・総領事館等の海外の公的機関が主催する事業は除く。）
- (4) 大阪市内もしくは姉妹都市内で実施する事業
- (5) 申請団体が自主的に企画・運営する、営利を目的としない事業
- (6) 公序良俗に反しない事業
- (7) 政治活動や宗教活動を目的としていない事業
- (8) 大阪市からの他の補助を受けていない事業

※補助対象事業は渡航を伴うものに限らず、オンラインを活用した交流や、作品などを送りあって開催する展示会等も対象となります。

* 対象都市 … サンパウロ（ブラジル）、シカゴ（アメリカ）、上海（中国）、メルボルン（オーストラリア）、サンクト・ペテルブルグ（ロシア）、ミラノ（イタリア）、ハンブルク（ドイツ）

2 補助の種類

補助の種類は、次の2種類とします。

(1) ステップアップ枠

姉妹都市交流事業を開始して3年超の補助対象団体による補助対象事業で、事業による交流者が100名以上のもの

< 事業例（ステップアップ枠） >

- ・大阪市内と姉妹都市内の学校をオンラインで繋いで実施する学生交流事業
- ・姉妹都市からゲストを招いて開催する市民交流事業

(2) チャレンジ枠

補助対象団体による新たな補助対象事業*と大阪市が認めた事業で、事業による交流者が20名以上のもの

※新たな補助対象事業とは「姉妹都市交流事業を開始して3年未満の団体が実施する交流事業」「新たな姉妹都市との交流事業」「交流都市は変わらないが、これまでとは全く異なる分野での交流を実施する事業」などです。

※姉妹都市交流事業を開始して3年超の団体等においても、事業による交流者が20名以上100名未満の新たな交流事業を行う場合は、チャレンジ枠への申込みが可能です。

< 事業例（チャレンジ枠） >

- ・これまではミラノ市の団体と芸術交流をしてきたが、同団体と新たにスポーツ分野で交流する事業
- ・これまではミラノ市の団体と芸術交流をしてきたが、新たに上海市の団体と芸術交流する事業

3 対象団体

補助対象団体は、次の要件をいずれも満たしている団体・グループとします。
※ただし、その他市長が特に認めるものについては、この限りではありません。

- (1) 大阪市内に主要な事務所又は活動拠点を有していること
- (2) 大阪市内での活動実績を有していること
- (3) 対象事業を主催すること

4 補助件数・補助金額

補助対象事業の件数は10件程度（予算の範囲内）で、補助金額は補助対象経費の1/2以内とします。1事業の補助限度額は次のとおりです。

- ・ステップアップ枠：50万円以内 × 5件程度
- ・チャレンジ枠：20万円以内 × 5件程度

◎補助対象経費とは

- ・事業実施に直接必要と認められる経費（下表に掲げるもの）
- ・事業実施期間中に購入、納品、経費支出がなされるものに限る
- ・団体の運営にかかる経常経費、将来にわたり団体の資産となる備品等の購入及び作成に係る経費、飲食費、接待交際費等は除く
- ・消費税及び地方消費税を除く（海外の消費税及びその他の税は除きません）

科目	内容
①旅費交通費	事業の実施に必要な旅費交通費（注1）、宿泊費（注2）
②消耗品費	事業の実施に必要な文具等の購入費 など
③印刷製本費	事業の実施に必要なチラシ作成費等広報用の印刷経費 など
④燃料・光熱水費	事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
⑤通信運搬費	事業の実施に必要な電話、プロバイダ利用料などの通信費や郵送等の運搬に要する費用など
⑥筆耕翻訳料	事業の実施に必要な通訳、翻訳料 など
⑦保険料	事業の実施に必要な保険料
⑧使用料	事業の実施に必要な会場使用料、有料高速道路通行料及び駐車料 など
⑨賃借料	事業の実施に必要な事務所等の賃料（保証金は含まない・団体固有の事務所等の賃料は除く）
⑩負担金	資料情報収集費、資格取得費・研修会参加費 など
⑪諸謝金	事業の実施に際して支払われる講師謝金 など
⑫賃金	事業の実施に際して支払われるアルバイト賃金 など
⑬広告料	事業の実施に際して周知に必要な広告経費（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）

（注1）旅費交通費について、鉄道賃の片道100km未満の場合の急行料金、特急料金等の特別料金及び座席指定料金並びに鉄道賃のグリーン車や船舶の特別客室料金、航空賃のビジネスクラス等の上位等級の座席指定料金は、補助対象外経費とする。

（注2）宿泊費について、1泊あたり国内14,500円、海外19,300円を上限とする。

5 事業実施期間

交付決定通知日（令和7年4月上旬（予定））～令和8年3月31日（火）

※なお、交付決定額が予算額に満たない場合は2次募集を行う場合があります。

6 応募方法

応募いただく事業計画等について、所定の申請書類に必要事項を記入するとともに、必要書類を作成・添付のうえ、下記によりご提出ください。

なお、1団体・グループにつき、両枠併せて1事業のみの応募とします。

(1) 提出書類

- ア 大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書（カタログや見積書など、積算根拠となる資料も添付）
- エ 団体概要（定款、寄附行為、会則又はこれらに類する団体の存在が証明できるもの）
- オ 姉妹都市交流事業の開始年度および実績が確認できる書類（令和2年度以降に同補助金の申請をしており、その際に当該資料を提出している場合は省略可能）
- カ その他市長が必要と定める書類

※申請書類（ア～ウ）は、所定の様式にそって必要事項を漏れなく記入してください。様式は、大阪市経済戦略局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000638033.html>

記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から外れる場合があります。

※提出された申請書類は選考と補助金申請事務以外の目的には使用しませんが、情報公開条例第2条第2項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、公開の対象となります。

※提出された申請書類は返却できませんので、ご了承ください。
（必ず控えをお取りください。）

(2) 募集期間

令和7年1月10日（金）～2月26日（水）必着

※募集期間内に全ての必要書類が到着しなかった応募については、いかなる理由があっても受け付けできませんので、余裕を持ってご提出ください。

(3) 申請書類の提出先と提出方法

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当（都市間交流）あてにメールにてご提出ください。

ただし、上記提出書類のうちエ～カについては、郵送又は持参にてご提出いただくことも可能です。（メールアドレス及び住所は1ページに記載。持参される場合は、9時から17時30分まで。ただし土曜日・日曜日・祝日及び12時15分から13時までを除く。）

7 対象事業の選考方法

補助対象事業及び補助金額については、外部の有識者による選考を経て、補助の可否及び金額を決定します。

(1) 事務局ヒアリング

経済戦略局立地交流推進部国際担当（都市間交流）にて、記載内容のチェックを行い、必要な場合は書類の内容についてヒアリングを行う場合があります。

本要項の2ページに掲げる要件等を満たしていない場合は、選考対象から外れるこ

とがあります。その場合は事務局より結果を通知します。

(2) 書類審査・プレゼンテーション

申請された内容について、外部有識者による書類審査、また選考会において申請者によるプレゼンテーションと質疑を行い、補助対象事業を選考します。

選考会開催予定日 令和7年3月4日（火）または3月7日（金）

選考会開催予定会場 大阪市役所本庁舎またはアジア太平洋トレードセンター（ATC）

※開催日時や場所等の詳細については、募集期間終了後、申請団体あてに別途通知します。なお、プレゼンテーションの順番は申請順となる予定です。おおよその日時については申請時にお問い合わせください。

選考基準について

選考にあたっては、下記の基準に基づき、総合的な面から評価し選考します。

項目	基準	配点
交流の共有	姉妹都市交流について広く市民と共有できること	30
協働・連携、公共性	国内外の関係（公的）機関との連携のもと、姉妹都市間の交流を促進できること	20
継続性・発展性	継続的な効果の波及、今後の発展が期待できること	30
実現性	応募事業を確実に実施できる能力・組織体制を有していること	20

上記の評価基準に基づいて有識者委員による評価を実施し、ステップアップ枠及びチャレンジ枠のそれぞれの区分において、各委員の評価点の合計が最も高い申請者から順に選定します。

ただし、1委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、選定対象外とします。

なお、実際に交付する補助金額は、事業完了後、実施報告を確認のうえ確定します。

*選考会のプレゼンテーションを欠席した場合は、選定対象外となります。

(3) 交付決定（令和7年4月上旬頃）

補助対象事業に選考された申請団体に対し、補助金交付決定通知を送付します。（選考結果は、すべての申請団体に書面により通知します。）

なお、補助対象事業については、大阪市のホームページ等で公表します。

8 補助金の取り扱い

(1) 交付

補助金は、補助対象事業完了後、補助金の額を確定し、交付します。なお、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要であると認められるときは、事業完了前に申請に基づき補助金の額の範囲内で全部又は一部を概算払いにより交付することもできます。

(2) 進捗状況の把握

事業実施期間中、進捗状況の確認または報告を求める場合があります。

(3) 実施報告

補助団体は、事業実施期間終了後、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第 17 条に基づき、大阪市姉妹都市交流推進事業実施報告書（様式第 12 号）に関係書類（実績報告書*¹、収支決算書、領収書等補助経費にかかる支出の確認ができる書類*²）を添えて提出してください。提出期限は事業終了後 10 日以内とします。詳しくは補助対象団体に通知します。

不適切な経費支出があった場合には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただきます。

*¹ 実施した事業における交流者数（参加者、実施者）、事業実施にあたり協力が得られた国内外の関係（公的）機関の数・内容について、また、参加者へのアンケート実施（満足度や姉妹都市への理解度向上等）が可能な場合はその結果等について、できるだけ詳細に記載してください。

*² 証拠書類（発注書、納品書、領収書、支払書等）、現物による執行の確認を行います。

(4) 中止・変更

事業実施期間中に、補助団体が事業を中止せざるを得ない又は事業内容を変更するという状況になった場合は、速やかに事務局まで届け出てください。

(5) 取り消し

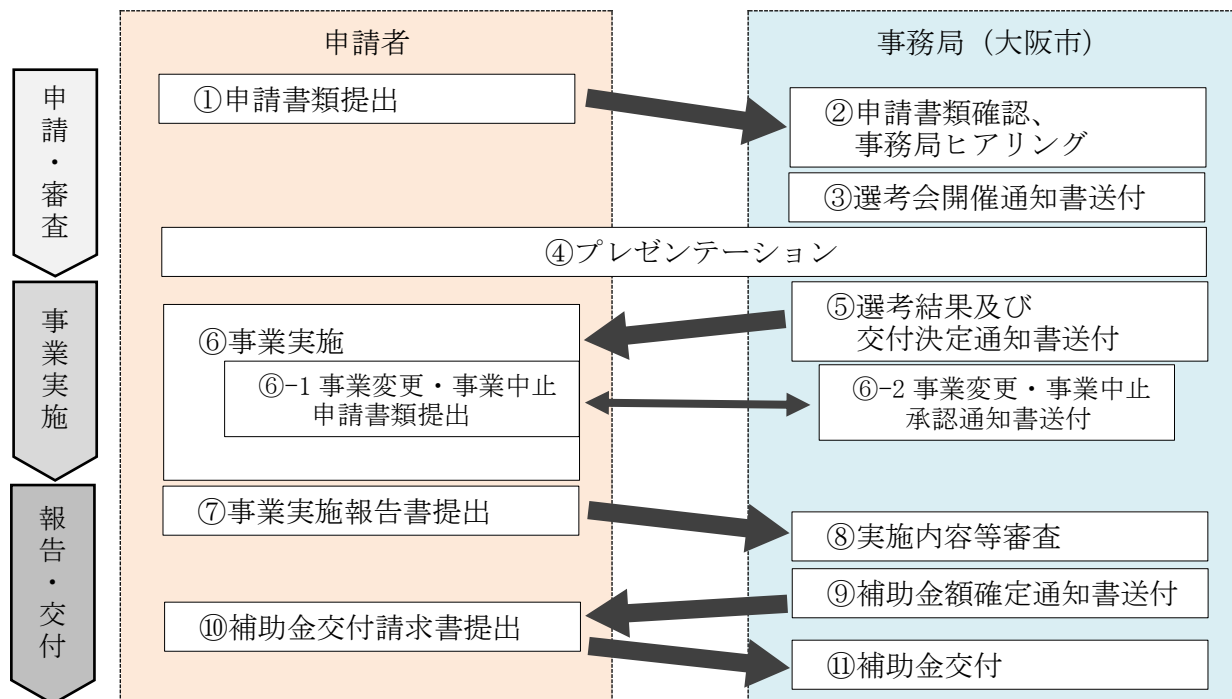
補助金交付要綱第 20 条に基づき、補助金交付決定を取り消す場合があります。

- ・ 同要綱や交付決定時の条件に違反したとき
- ・ 虚偽の申請、報告等により補助金交付を受けたとき
- ・ 交付決定後に同要綱第 8 条第 1 項に規定する暴力団員等に該当することが判明したとき

(6) その他

実施期間終了後の交流事業の継続状況等について、今後の参考のために、補助団体に随時、アンケートやヒアリングなどを要請する場合があります。

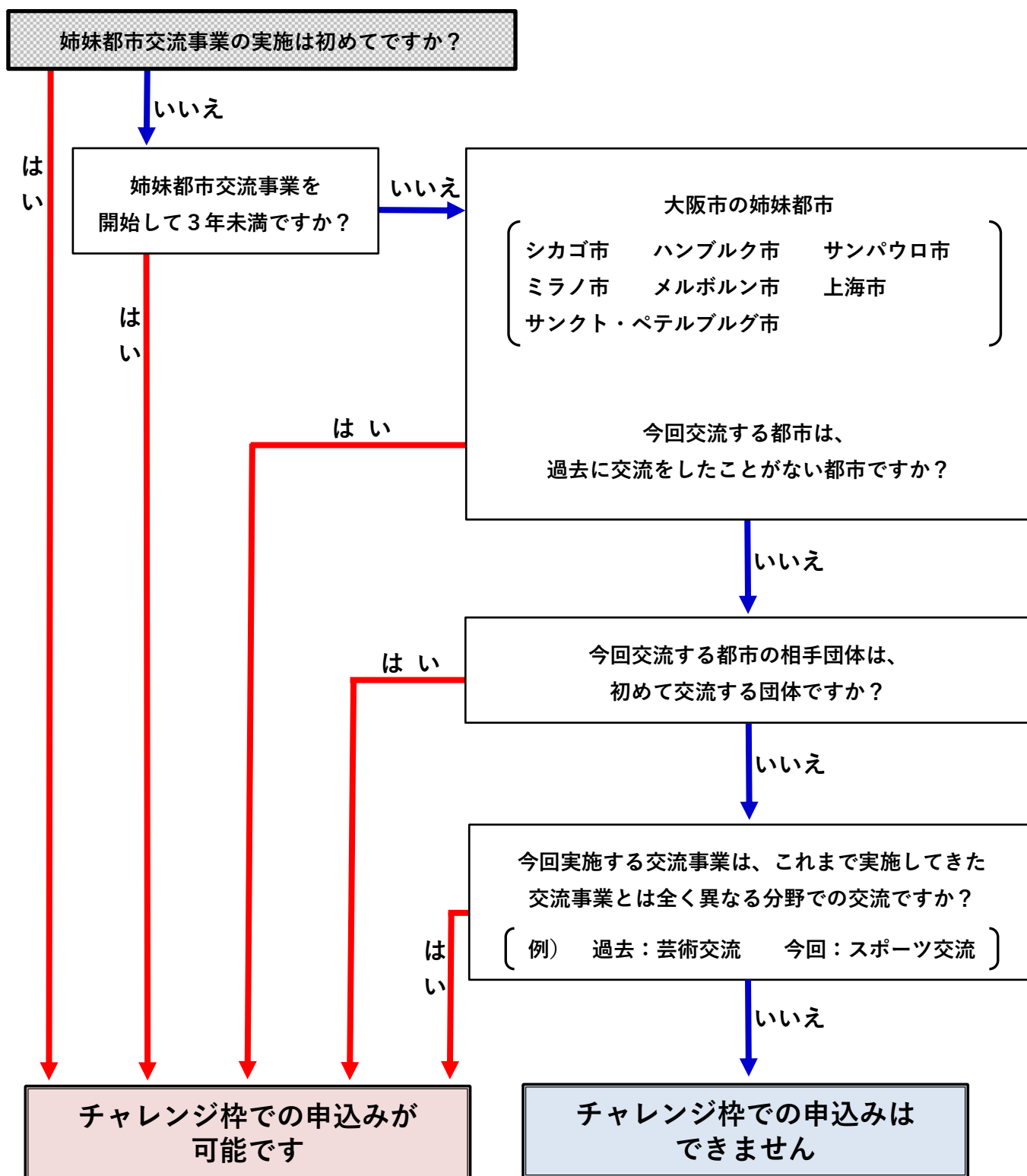
9 申請から補助金交付までの流れ



大阪市姉妹都市交流推進事業補助金 交付申請時チェック表

対象事業		はい	いいえ
1	広く市民が参加できる事業ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	大阪市内もしくは姉妹都市内（サンパウロ、シカゴ、上海、メルボルン、サンクト・ペテルブルグ、ミラノ、ハンブルク）で実施する事業ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	自主的に企画・運営し、営利を目的としない事業ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	公共性・公益性（海外の公的機関との連携等）がある事業ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	大阪市から他の補助を受けていない事業ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	令和8年3月31日までに完結する単年の事業ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請団体			
7	国、府、地方公共団体、海外公的機関以外の団体ですか？また、団体の運営にはそれらの機関等からの公金が充てられていませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	大阪市内に事務所または活動拠点がありますか？また、それを証明する資料（定款や寄附行為、会則等）を添付していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	大阪市内での活動実績はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	対象事業の主催者ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経費			
11	募集要項「4 補助件数・補助金額」に記載されている補助対象経費の説明に沿って積算されていますか？また、その積算根拠資料を添付していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	国、府、地方公共団体、海外公的機関から補助金や助成金等の交付を受けていない（受ける予定がない）ものですか？それらを受けている（受ける予定となっている）場合は、補助対象経費からその相当額を差し引いていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請枠			
13-1	【ステップアップ枠での申請の場合】 姉妹都市交流事業を過去3年超実施している団体が主催する交流者数100名以上の事業で、補助金額が50万円以内となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13-2	【チャレンジ枠での申請の場合】 交流者数が20名以上の新たな姉妹都市交流事業※で、補助金額が20万円以内となっていますか？ ※新たな姉妹都市交流事業に該当するかは、募集要項2ページ目「2 補助の種類」及び参考2「チャレンジ枠申請資格 確認フロー表」をご参照ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チャレンジ枠申請資格確認フロー表



よくあるご質問と回答

- ① 姉妹都市との交流事業を計画していますが、補助対象事業に該当するのか分かりません。また、ステップアップ枠とチャレンジ枠のどちらの枠で申請できるのかも分かりません。

不明な点がある場合は、1ページ目に記載されている担当窓口までお問合せください。申請書類の記入方法等も含めご説明いたします。なお、申請書類の作成に時間を要することも多いため、早めにご相談ください。

- ② 個人で姉妹都市との交流活動を実施していますが、補助金の申請はできますか？

申請はグループ・団体からのみとなりますので、個人での申請はできません。

- ③ 公立学校が申請することはできますか？

公立学校が申請団体になることはできませんが、公立学校が地域の方々と実行委員会を立ち上げ、その実行委員会として申請していただくことは可能です。

- ④ 「大阪市内での活動実績を有していること」とありますが、過去に姉妹都市交流事業の実施経験がなくても申請できますか？

姉妹都市交流事業に限らず、何らかの活動実績があれば問題ありません。

- ⑤ 「海外の公的機関との連携」とは、具体的にどのようなものですか？

海外の公立学校との交流や、海外公的機関（現地市役所や駐日大使館・領事館）からの後援名義等が挙げられます。

- ⑥ カタログや見積書を取り寄せるのが難しい場合、収支予算書に添付する積算根拠資料はどのようなものを用意すればいいですか？

ホームページ等で価格を調べ、そのページを印刷したものやスクリーンショットを添付してください。